

第 32 期東京都青少年問題協議会
第 3 回児童健全育成部会

令和 2 年 10 月 9 日（金）

都庁第一本庁舎北塔 34 階
都民安全推進本部 総合推進部「34A 会議室」

午後 5 時 59 分開会

○渡辺都民安全推進課長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第 32 期東京都青少年問題協議会第 3 回の児童健全育成部会を開催させていただきます。お越しいただいた方におかれましては、お足元の悪い中大変ありがとうございます。私は事務局を担当しております、東京都都民安全推進本部都民安全推進課長の渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

今回も前回と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策として、リモートを活用した会議とさせていただきます。ご出席いただいております委員の方は 7 名で、東京都青少年問題協議会条例第 7 条に定める開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。なお本協議会は全て公開となっており、議事録についても同様の扱いとなっておりますので、ご承知おきください。

事前にメール等で配布をさせていただいた、本日の資料についてご確認をお願いいたします。まず第 32 期東京都青少年問題協議会第 3 回児童健全育成部会の次第でございます。次資料 1 といたしまして、トレンドマイクロ社清水執行役員によるご講演の資料。資料 2 として事務局説明の資料。最後に第 32 期東京都青少年問題協議会専門部会の名簿ということになっております。不足等ございましたらお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。またリモートでご参加の皆さまにつきましては、当方セキュリティポリシーの関係で資料の画面の共有ができないため、ご自身で資料をご参照いただくことをご了承いただければと思います。

それでは以降の司会を部会長であります、坂元委員をお願いいたします。

○坂元委員 坂元でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は遅い時間にもかかわらずご出席を賜っておりまして、誠にありがとうございます。早速会議を進行していきたいと存じます。

本日は講師といたしまして、トレンドマイクロ株式会社執行役員の清水様、それから室長シニアディレクターの飯泉様にお越しいただいており、ご講演を賜りたいと存じております。また本日後半の意見交換の際には皆さまのカメラをオンにさせていただくようお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速議事次第第 2 の講演に移らせていただきます。前回までの議論で、啓発教育の重要性が強調されたところでございます。本日はまず啓発教育の実績を積んでおられます

トレンドマイクロ様からお話をいただきまして、当該問題に関する現状をさらに把握させていただければということでございます。それではトレンドマイクロ社清水様から『子どもと保護者向けセキュリティ教育について』というタイトルでご講演をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水 改めましてトレンドマイクロの清水と申します。よろしくお願いいたします。お時間 20 分ぐらいですね。今日は子どもと保護者というテーマでセキュリティの話をし少ししていきたいと思っております。

まず、冒頭でトレンドマイクロって誰なのかという話を、軽く触れさせてください。トレンドマイクロは日本が大好きな台湾人がアメリカで創業して、すぐに大好きな日本に移ってきて日本で本社を構えて成長し、今や 30 年を超えてセキュリティ専門企業としてやらせていただいております。代表取締役社長は、エバ・チェンという女性で、今日同席している飯泉もリーダーシップを取っており、私どもの特徴としては、社長が女性ということもあり比較的多くの女性が活躍している企業という側面もございます。日本の代表を副社長の大三川が務めております。われわれが目指している世界としては、デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界というものをつくっていくということであり、これが、永遠の目標です。これはなかなか難しい目標ですけれども、少しでもそこに近づけるために、当社のセキュリティ製品をお使いいただいている側面に加えて、社会活動や法執行機関さんとの連携などを通じこの世界をつくっていくというのが、われわれが目指すところでございます。

われわれがソーシャルレスポンスビリティとしてどういうことをやっているのかということですが、セキュリティは、攻撃する人と守る人という両方を考える必要があります。守るという側面では当社の製品やソリューションを通じてお客様をお守りする、一方で攻撃する人を放置してしまうと一向に脅威が減らないということになってしまうわけで、そういった犯罪を減らしていきたいと考えております。その思いの下に、国際的にはインターポールさんや、ヨーロッパを束ねているユーロポールさんといった各国の法執行機関をつなぎ合わせるための役目を担っている機関や、米国の FBI などとの連携を行っています。インターポールとの連携を通じて、各国の警察の方の捜査能力向上のためにトレーニングを年に大体 6 回ぐらい行っております。また、セキュリティ技術力を持った日本人を増やしていこうという目的で、総務省の管轄の NICT さんでやられている SecHack などと同様に、当社でも CTF 『Capture The Flag』、というセキュリティコンテストを実施しています。

この CTF は、世界中から応募されたチームが競いあうという、セキュリティオリンピックみたいな感じになっています。日本チームはまだ優勝していないので、いつか日本が優勝できるようにしたいなと思います。

今日のメインテーマである子どもと保護者というテーマでは、日本のみならずグローバルで『Internet Safety for Kids and Families』という子どもと保護者向けのセキュリティ啓発活動を行っております。企業が価値を生むために一番大事なもので企業が目指すビジョンであり、ビジョンの力っていうのは企業を動かすこととして一番大きい力を持ちます。そういう意味でこの活動は、じゃあこれでお金になるのか、もうかるのか、という話ではなく、われわれが目指すところをどう実現するかっていう一翼として、子どもと子どもを守るべき保護者がセキュリティに強くなってほしいという思いで継続しております。

この取組は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本を含めて十数年継続しています。社員を講師として派遣するのですが、基本的に社員をアサインさせるときには、必ず「今回ここに行くってくれる人」と問い掛けて自ら手を挙げた人に行ってもらいます。やらされて行くよりも、自発的に行くほうが響くようです。日本においては学校に訪問して授業を行ったり、あるいは夏休み向けの親子のセキュリティ教室を開いたり、あるいは保護者を集めて、保護者が感じている不安なことを保護者同士で語り合っただき解決の糸口を見つけていただくような場の提供を行っております。最近では、動画コンテストを通しての啓発活動も行っております。東京都をはじめとして、自治体との連携協業も様々なかたちで行っております。今年は残念ながら、新型コロナウイルス感染予防の観点から、なかなか物理的な活動を実施することが難しいのが現状ですが、ウィズコロナなどと言われる新しい生活様式の時代を迎えて、これからのこういった取組の在り方を考えていこうと思っております。

警視庁さんと子どものインターネットにおける非行・被害防止活動に対する契約を締結している他、セキュリティハンドブックを東京都と一緒に作って保護者向けに配布するといった取組も行っております。

ここまではわれわれが実施している活動についてのご紹介でした。ここから少し本質的な話に入っていきます。いまいま当社が特に啓発として「何に気を付けなさい」という話をしているかについてお話しします。啓発内容カテゴリーとしては「ネットの出会い」、「アプリ内課金」、「ネット依存」、それから「SNS による情報漏えい」などいろいろございますが特にネットを接点にした出会いが増えてきていることに着目をしています。

われわれみたいな年代の人間ってというのは、例えばガールフレンドの自宅に電話をする時間を気にしながら、デートのアポを取るなんてことをしなければならない時代でした。相手の家に電話をするとご両親が出られて、ガチャって切っちゃうみたいな経験をされた方も多いでしょう。一方で、今の世代ってというのは簡単に誰とでもアポを取れるわけですよ。こんなアナログな時代とは全然時代が違う。これを保護者がちゃんと分かった上で、リスクを子どもたちに認識させておかないといけない。こういう問題ですよ。

ただ、なかなかネット上のリスクってというのがどういうことなのかっていうのを、ネットネイティブ、デジタルネイティブな子どもたちに、アナログネイティブな親の世代が上手に説明することは難しい。だから子どもに一生懸命教えても、そんなのこうだよって言われてすぐに押し返されちゃう、こんな悩みを語られる親御さんも多くいらっしゃいます。ではどうすればよいのかという話をこれから残った時間でしていきたいと思います。

セキュリティの話をする、必ずセキュリティを厳しくするとデジタル、IT、ICT こういったものの利便性を阻害する。セキュリティを緩めると楽しくなれる。こういう二律背反の関係でものを考えがちですが、いつまでもそれでいいのかっていうのが、今まさに新型コロナウイルスによってもたらされた新しい時代の在り方を考える上で着目すべき課題になっています。キーワードとしては、危険と利活用に関するバランスとリバランスって言い方をする方も増えてきております。

じゃあそれはどういうことなのかっていうふうに考えていくと、そもそもサイバー犯罪ってというのは、何となく新しい分野の犯罪のように皆さん思いがちなんですね。やたらカタカナが出てきて、小難しい説明があって、新しいタイプのもののように思っている方が多いです。確かに、私が子どもの頃ってというのは、身代金の誘拐ってというのは基本的に子どもをさらってきて、親に脅迫の電話をかけて、子どもを返してほしかったら幾ら払え、というものでした。あるいは銀行からお金を取るってというのは、凶器を持って銀行に押し入って銀行員を脅して金を出せ、というものでした。最近はデータを人質にとって、あるいはシステムを人質にとってお金をゆするっていう、カタカナ語にするとランサムウェアというものが出てきている。こう考えるべきなんです。全く新しい犯罪ではなく、かつてあった犯罪が形を変えて今の社会を襲っていると考えられるべきなのです。

ゆすってお金を取ろうという行為がサイバー空間というデジタル情報が飛び交うサイバー空間に舞台が移っただけですね。今まだアポ電強盗とかそういう類いの事件が起きています

よね。非常に問題です。でもおそらく5年たつとそれも少なくなっていくでしょう。なぜならば、ほとんどのだます対象になる世代の人たちがデジタルの世界に入っているのです、だますのは完全にデジタルのほうに移行していくでしょう。電話をかけてやるなんてことは、まず犯罪手口として少なくなってくるでしょう。故にデジタル空間のリスクについて、きちんとみんなが認識する必要がある。そういう世界が到来しているのだということをまず認識しましょう。さっき申し上げましたが、二律背反じゃないと。

とかくリスクというのは、リスクに対して4つの大きな対応手段があるのです。リスクを許容する、それからリスクを完全に取り除く、リスクを減らす、あるいは他者に転嫁する。

今の時代に何が大事かっていうと、インターネット革命のもたらした不確実性とどう付き合うかでしょう。何が起きるか分からないこの世の中で、どううまくリスクと付き合うことができるか。この能力こそが社会を生き残るためには非常に重要なわけです。なので、子どもたちにはこういう不確実性の時代のリスク、特にデジタル空間上のリスクってどういうことなのかっていう本質の部分を教える教育こそが必要なのです。表層の教育だけでなく、本質の教育が必要なのです。表層の教育っていうのは **How to** を教えることなんですね。SNSを使うときはこういうふうにしましょう。ああいうふうにしましょうっていうことを覚えてもらう。これが **How to** です。**How to** も大事ですが、**How to** を習う手前でなぜそれが必要なのかっていう **Why** をちゃんと教えることが大事です。僕ら子どもの頃から車が通ったら危ないっていうのは親から教わって、車が通っていたら気を付けて歩く。これはもうビルトインされている情報なのです。それと同じことがデジタル空間でも必要になるわけです。それさえ知っておけば、それは利用する SNS のツールやアプリが変わっていったとしても、その都度 **How to** を追い掛けてこれが危ないあれが危ないとつぶしていくのではなく、そもそも、そういったツールを使うことの本質的なリスクって何かを知っていると、うまく楽しく安全に使えるということができる。

じゃあその本質的なリスクって何かというと、電子空間において自己のアイデンティティが電子空間に存在しているってこと自体がリスクだということを認識することなのです。今までだったら人の悪口をちょっと言っても、それはある一部にしか見えない。インターネットがない社会っていうのは距離というものが、ある意味人のセーフティーを守っていたのです。でもインターネットの世界っていうのは、デスオブディスタンスっていいですけども、距離という概念がなくなるので、人を誹謗中傷する発言をしてしまうと、それが全世界に発

信されてしまう。ここを感覚的に知るっていうのは実はすごく難しい。これを小さい頃からしっかり教えていく必要があります。How to ばかり追い掛けると、その都度繰り返しやらずにはいけなくなっちゃって大変になっちゃう。

あなたっていう人物がサイバー空間上にいるんだよと。そこに写真を投稿するってことはあなたっていう存在を全世界に知らしめるんだ。それによって何が起こるんだということを想像させることっていうのが大事なのです。こういう教育プログラムにこれから変えていかないといけないのかなというふうに思っております。

われわれの Internet Safety for Kids あるいは保護者向けのプログラムにおいても、How to の話を欲しがる親御さんたちは確かに多いです。ですが、その前になぜそれが大事なのかっていうことを、子どもにどう伝えるのかっていうメッセージをこれから皆さんとも協力しながら作り上げていけたらいいなと。こんなふうに思っております。以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○坂元委員 誠にありがとうございました。啓発の在り方などにつきまして、実に貴重なご示唆を頂戴したというところと存じます。特に安全と利活用のバランスということを指摘しておられまして、これは今日における非常に重要な問題であると存じます。そこを強調して取り扱っておられましたことについて誠に印象深く感じさせていただいた次第でございます。本当にありがとうございました。

ただ今のご講演につきまして、ご質問等ございましたら、委員の皆さま方よろしくお願いたします。いかがでしょうか。古賀先生、どうぞ。

○古賀副会長 古賀でございます。よろしくお願いたします。大変示唆に富むお話いただきまして、毎日「ウイルスバスター」とお会いしている身としては大変親近感を感じます。毎朝ごあいさつしてスタートしておりますし。お聞きしたいのは、自治体との連携活動をたくさんやっておられて、どんなレスポンスを得られているのかな。特に大人世代ですね、保護者とか教師とか。そういう方たちはどんなレスポンスを主にしますか。講演会といいますか、こういう活動をやられた後で。いいことも少し問題なことも言っただけでうれしいんですけど。

○清水 興味を持っていただいて参加いただいているので、基本的には意識は高いですね。しかし、先ほど講演の中で申し上げたとおり、これは実は日本人に多いですが Why の前に How to を聞きたがるということです。ここを少しプッシュバックしてなぜこんなことを子どもに

教えなきゃいけないのかっていうところに引いてあげないと、親がパンクしてしまいますし、それを家に帰って、わっと子どもに言っても子どもにはうるさいだけになってしまいます。

思い返せば道路を渡るときに車に注意して渡りましょうということは、身を守るために必要最小限なリスクに対するセンスだというふうに、今から思うと考えられる。そこに変えていかないといけない。少し意識改革をすることが必要です。あれも駄目これも駄目みたいな感じでお腹一杯になってしまいます。

○古賀副会長 禁止事項を羅列するということではないということですね。

○清水 そうですね。本質的なリスクの理解が必要です。それが分かっていたら、これやっていかどうかってセンスで分かる。リスク感覚を身に着けることが大事です。皆さん正常性バイアスって言葉耳にされたことあると思います。自分には問題が起きないっていう思い込み。これは認知バイアスの一つですけれども、いわゆるよくないことっていうことに対する認識が、嫌な感覚が脳内に働いて、それを打ち消すために自分には起きないっていうふうにしり替えてしまって、不安感っていうことから生まれる嫌なものっていうのを、体から追い出そうとする自分を守る本能なんですね。だから私のうちは大丈夫ってこう言う。

サイバーセキュリティもそうです。皆さん先に答えが欲しいからみんな **How to** を知りたがる。じゃあウイルスバスター買えばいいのかっていうと、それだけではないですよ。

メール来ますよね。楽天さんの名前をかたって支払い情報がおかしいですよ。更新してくださいとか。Amazon とか。

○古賀副会長 今日来てました、それ。

○清水 ですよ。あれにだまされないっていうのはセンス。リスクのセンスですよ。

○古賀副会長 危ないな。

○清水 日本人は人が良いので人を信じるんですけど、デジタル空間上は手放しに人を信じないことが大事です。どうやって信じられるかっていうそのロジックっていうのは、センスで磨いていく必要があります。よく災害対応のときにどうやって避難所作るとか、そういうことをゲームでやらせたりしますよね。サイバーセキュリティについても子どもたちにはゲームで学ばせてみたらいいと思います。悪いことをする側のことを教えていいのかなっていう問題はありますが、ある犯罪をたくらむ側と、それを防ぐ側みたいな役割で、たくらむ側ってどういうことを考えて、どこを調べてっていうようなことをその場で体感していくと、自分のこの情報ってこれだけ危ないんだということがよく分かる。そういうものを作ってい

けたらなと思ってます。

○古賀副会長 どうもありがとうございます。

○坂元委員 ほかにはご質問等ございませんでしょうか。

○大屋委員 すみません。よろしいですか。

○坂元委員 はい。お願いします。

○大屋委員 大屋です。大変興味深いお話ありがとうございました。特にネットワーク社会では一定のリスクというのは内在的に不可避なのであって、リスクとベネフィットが裏腹だからそれをマネジメントしていく方法を考えるしかないというお考えだと思います。その点については非常に共感するところがあるんですが、他方でいきなり子どもにマネージする力は付かないと。包丁をいきなり握らせるわけにはいかなくて、皮むき器なんかから始めるだろうっていうのはあるわけですよ。そうするとそのある意味で発達段階に応じて、ある程度保護された空間づくりみたいなのが必要になってくるだろうと思うんですが、本当はおっしゃるとおりリスク教育だと私は思うんですけども、過渡的な保護された空間づくりの仕組みとか処方みたいなものについて、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○清水 今、国のレベルでもクリーンネットワーク構想ってありますよね。これをレイヤーで作っていくっていうのは、プライベートセクター1社でできる話でも一行政機関でできる話でもないですけども、そういうものを作っていく必要があると思います。東京都はオリンピックのホストになられているので、オリンピックにおけるそういうレイヤーっていう考え方はかね。ネーションボーダーっていうのがあって、さらにその中にリージョンっていう考え方。さらにシティーがあって最後はベニューがある。それぞれに安全策っていうのを考えていかないといけない。

こういうようなレイヤーで考えたときに、モストセーフっていう一番小さい領域っていうのを、セキュアネットワーク構想っていうかたちで国の国策として、総務省さんとかが中心になって作り上げていく必要があると思いますよね。そういう中ではやれることは限られています。絶対にクリーンネットワークで犯罪者が出入りできないようなものを確保できると、その中で十分にまずはネットの世界というものを子どもたちが学ぶことができる。そういうようなことを推進しない限りは難しい。プライベートではイントラネットみたいなそういうセキュアなゾーンを作ってゾーンの中で体感するっていうやり方を、いま一般企業もそうですけど取っていますよね。

学校内のネットワークをセキュアにして、そこで何やっても安全なようにする。そういう対策の推進の仕方なども考えられると思います。だから文科省さんにもっと予算付けてほしいなっていうことを、政策提言できればいいなと、こんなふうに思ってます。大屋先生一緒に政策提言いかがでしょうか。

○大屋委員 ありがとうございます。

○坂元委員 あとお一人だけお願いできればと思いますけれども、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではご講演はここまでとさせていただければと思います。本当にありがとうございます。清水様に拍手をお願いいたします。

○清水 すみません。好き勝手なこと言わせてもらって申し訳ない。

○坂元委員 それでは議事次第の3ですけれども、意見交換に移りたいと思います。今回のテーマにつきまして、3回にわたりまして各方面の有識者の皆さまからご講演をいただき、また委員の皆さまからご意見を伺ってまいりました。その中で検討すべき課題や施策へのアイデアなどが見えてきたところかと思えます。SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成につきまして、答申の素案を作成するに当たって、委員の皆さまからご意見をいただきたいと存じます。

事務局からご提案をいただくことになっておりましたが、事務局で提案をご用意くださっております。そこでまずは第2回までの皆さまのご発言を踏まえた対策の方向性について、事務局から簡単にそのご提案をいただこうと思います。事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺都民安全推進課長 ありがとうございます。それでは事務局から対策の在り方ということでしたらご説明差し上げた上で、ご議論をいただければというふうに考えております。

第31期では児童ポルノの自撮り問題につきまして、一定の行為に罰則を付ける条例改正を行ったところでありますが、今回第32期の第2回の会議におきましては、なかなかそれと同じようなやり方で臨むのは今回は難しいのではないかとといったご指摘をいただいたところでございます。そこで緊急に取り組むべき対策としては、子どもたちに自分で自分の身を守る力、これを伸ばしてもらう対策、つまりSNS等を通じて面識のない者と実際に面会をししまうということの危険性について、都内の青少年に自分事として捉え、軽はずみな行動等を控えてもらうため啓発を強化していくということが必要だと考えておるところでございます。

ます。具体的には3点でございます。

一つ目は都内の青少年に対する普及・啓発の、質的・量的な強化でございます。啓発の機会、目や耳にする機会を増やしていき、その上で既存のものを含めて工夫を凝らし、先ほどリスクの本質を理解するというのが大事だというお話もございましたが、より危険性を自分のこととしてリアルに実感してもらおうということが大事だと考えます。これに関連しまして前回山本委員のほうから、VRなどの技術、身近なタレント、こういったものを使った動画など、自分事として考えられるような方法が必要であり、現状の効果を把握した上で、新しい講座の組み方を検討してはいかがかといったご指摘がございました。

ここで一つ口頭ではございますが、紹介をさせていただきます。当本部では先ほどトレンドマイクロさんから「流行の」というようなご表現もありましたけれども、SNSトラブル防止動画コンテストという事業を行っております。通常行政はポスターコンクールを開催し、青少年、子供にポスターを作ってもらい表彰して、成果物であるポスターを啓発に使用したりするところですが、当本部では15秒や30秒の短編動画を、SNSの使い過ぎ、依存、ストーリーカーによる悪用等の幅広いテーマについて作成していただいて啓発にも使用する取組を行っているところでございまして、この種の工夫が今後の時代非常に大事になっていくのだろうと考えております。

こうした動画コンテストのようなものを、もう少し今回のテーマのSNSを通じて実際に会ってしまうことの危険性のようなものに特化したようなかたちで行っていくというのも、一つ有効な方法ではないのかと考えますし、時代時代に合わせた工夫は今後も続けていきたいと考えております。

2つ目といたしまして、少年の健全育成に携わる大人の知識能力を向上させていくということでございます、青少年を見守り、導いていく教育現場の方ですとか、地域の大人等々、様々な方がこういった問題について青少年に教える、啓発するという機会があると考えられます。そうした方々の危険性を正しく伝える力というのを伸ばしていくというのが重要ではないかと思えます。先ほども親世代がアナログネイティブであるというお話もございましたけれども、やはりこういったことが大事なのかなと思っております。

また関連しまして、前回木村委員からTwitterさんの取組をご紹介していただきましたけれども、こういった取組も必ずしも世間に知られていないというところもあると思われるので、情報提供も広くやっていってはどうかというお話もありました。こういった情報を正し

く大人のほうに知っていただくというのも、大人が青少年を導く力を向上させていくことにつながるのではないかと考えております。

前回古賀委員からも、教育現場の負担に関するご指摘もいただいておりますが、多様な啓発主体の能力の向上を図ることで、教育現場のみならず青少年がいろいろな場面で効果的な啓発を受けることが可能になることによって、これが教育現場の負担の軽減にもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

3つ目といたしまして、ハイリスクな行動を取ってしまう青少年への対応でございます。第1回の橋元先生ご講演の中でもありましたけれども、危険があること、これを知っているお軽はずみな行動等に出してしまう子どもも一定数存在するのではないかと考えられます。こういった子どもたちに対しては、これまで確認したとおり、警察などがネット空間上でパトロールを行って、パパ活だとかそういったものに誘うような書き込みをしてしまったような子どもに対して、説得を試みるというようなことをやっているということですが、都としても適切な役割分担を踏まえ、何かできないのかについて、第2回で大屋委員から頂いた問題性のある者への対応に関するご指摘を参考に検討させていただきました。これについて、具体的には次のページでご紹介をさせていただきます。

また、普及啓発に加えまして、上沼委員からは前回、深刻なケースと金銭目的など軽い気持ちで行うケース、この2つは分けて考えるべきなのではないかというご指摘をいただいております。深刻な悩みを抱える青少年への対応につきましては、悩みの部分に応じていくというのも必要なのではないかと思います。また吉田委員からは前回スマホの時代になってインターネットで出会いの場が加速しているので若年女性の居場所づくり、相談先が重要ではないのかというご指摘もいただいておりますが、これもまた同趣旨のご指摘かと思います。

3枚目でございます。ハイリスクな行動を取ってしまう青少年への対応の一案といたしましては、ターゲティング型の広告を活用して、彼ら彼女らに対して直接啓発を行うやり方を一つ提案させていただきます。

前回大屋委員からは「問題性のある者への対応として、情報を増やす対応について考える必要がある。例えば Google 等は検索結果を調整して信頼できる情報源の情報を優先的に表示できるよう、アルゴリズムの調整を行っていて、このようなプラットフォームの取組に歩調を合わせるかたちで、信頼できる情報源からの情報発信を強化する試みを考えてはどうか。」こういったご指摘をいただいております。こうしたご指摘をヒントに検討させていただ

きましたのが、SNS、インターネットこうしたところでターゲティング型の広告を使用して、危険な書き込み等を行ってしまうようなハイリスクな層に対して、ピンポイントで危険性に関する啓発広告を打っていくというやり方です。

具体的には、都内からアクセスしている行動から、青少年に当たる年齢層だと思われる、あと池辺先生が第1回で発表してくださったような、性被害関連用語で関連する情報収集のための検索を行っている、こういった行動特性に応じて危険性に関する注意喚起の広告を画面上に表示させる。こういうことが考えられるのではないかと思います。

Twitter 等のアカウントを削除するといった情報を減らす取組というのは、前回大屋委員等からご指摘があったような表現の自由等々の問題から、どうしても微妙な表現に対する対応が難しかったりですとか、あとは犯行を企図する大人が接触してしまうより前に処置を講じなければならないという課題、こういったものがあるかと思っています。

また、池辺先生のご指摘であったと思いますが、今自動プログラムによる書き込みが増加していて、なかなか危険な書き込みの中から深刻なケースというのが発見しづらいと。そういうご指摘もございました。ターゲティング広告を使えば、危険な書き込みがなされる前に青少年に危険性を認識させることもできるのではないかと思います。また危険な書き込みを必ずしも伴わない被害形態の場合にも、青少年がスマホを操作している際に危険性を認識させ得るのではないかと思います。こうしたことがこの方法の長所ではないかと考えております。

また、例えばターゲティング広告のリンク先に相談窓口を掲載するといったことも、前のページで少し触れさせていただいた、深刻な悩みを抱える青少年への対応という観点からも有効なんではないかと考えるところでございます。こちらに関しましては、前回山本委員のほうからも誘引を行うユーザーに対して、相談窓口の教示などプッシュ型の通知を行うのも足し算の一つのやり方なんではないかといったご指摘をいただいているところでございます。

次に、4 枚目に移らせていただきます。加えて緊急に取り組むべき内容に加えまして、国に対応を求めていく事項ですとか、あとは引き続き取り組んでいかなければいけない事項といったことについて挙げさせていただきます。緊急な対応といたしましては、青少年へのアプローチというのが妥当ではないかと考えますが、この問題の根底には青少年を食い物にする犯罪者や、そうしたものと青少年が匿名でつながりやすいという SNS の特性もございますので、それらへのアプローチというのも考えなければなりません。

これについては、前回木村委員のほうから、児童買春等の一步手前の予備的段階のような状態が、いわば野放しになっているということは非常に危険性を感じるので、条例で難しいということは分かっているものの、規制を模索していく必要がある旨のご指摘をいただいております。

ただし条例で今すぐ実行性のある規制というのは非常に困難であるということについては、前回委員の皆さまのご見解おおむね一致したというところではないかと思っております。規制が困難であるということ、こちらは法律レベルでも共通の部分が多いとは思いますが、出会い系サイト規制法等にも見られるとおり、こういった問題へのアプローチというのは、事業者への規制とユーザーへの規制、これの組み合わせ・バランスで検討するというのが一般的であるところ、前回大屋委員からご指摘があったように、ユーザーに対する規制については、やはり表現の自由等の問題で非常に難しい点がありますので、全国展開をする事業者への規制を行う立場である国が中心となって、事業者に被害防止のための対策をさらに講じてもらった上で、なおユーザーへの規制というのがどの程度必要なのか、こういったことを国に検討を進めていただくということが重要であり、地方の青少年行政の最大の現場を預かる当本部としても、国にしっかりと求めていきたいというふうに考えております。なお、前回山本委員と吉田委員からは、SNS 事業者等が行う技術的な対策の重要性について、ご指摘をいただいているところでございます。

最後に、前回、上沼委員から推奨携帯等について、現在 SNS で電話番号など個人情報を送信することを防ぐソフト、こういったものがあるので対象にするのはいかがかといったご指摘がございました。スマートフォンやそれに用いられるアプリケーションは、日々進歩しておりますので、当本部といたしましても今後ともしっかりと推奨端末、推奨機能、この制度の周知を行い、さまざまな企業等にしっかりと活用していただく。これが重要と考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

○坂元委員 ありがとうございます。事務局からのご説明でございますけれども、前回までの委員からの発言を踏まえながら、緊急に取り組むべき対策を整理された上で、ターゲット広告と国への提案等という2つについて具体的対策を提案されたものと存じます。これからこの提案に関する議論に進めさせていただければと存じます。委員の皆さまお一人お一人からご発言をいただければと思います。先ほどお願いさせていただきましたが、これからはできましたならばカメラをオンにして進めさせていただければというふうに存じます。よ

ろしくお願いいたします。それでは委員の皆さま方からご発言をいただきたいのですが、前回は名簿の上から順番にご発言いただきましたので、今回は逆順で進めさせていただきたいと存じます。そうしたことでまず古賀先生からご発言をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○古賀副会長 どうもありがとうございます。基本的にはここはオブザーバーですので、私なりの感じたことをお話しするというところで、少し長くなってしまいかもしれませんが幾つかご指摘したいと思っております。

今総括していただいた点は非常に重要な点ばかりで、そういう意味では私のお話するべき点は全て網羅されているかと思いますが、やはりまず前提になっていることとして、SNSを使って直接出会うという問題に実体性があるというところをまず考えておかなくちゃならない。これは正直言って自己責任を抱える若者もいると思うんですよ。いろんな問題についての。でも「要保護性がある」という前提を常に保持するという。こういう特に直接出会う問題が生じるというとき、どんなことがあろうと子ども側に責任を付与することはできない。保護するという姿勢が基本だろうと思うんですね。そこはまずこの話の前提というふうに私は思います。そういった中で今お話ありましたけど、具体的な実効性のある啓発ということが要求され始めてきているのかなとお聞きして思いました。

実はこれは別な次元なんですけど、国のほうの「子ども・若者育成支援大綱」の見直しが現在進んでまして。私もそれに直接関係しております。そこでも出てるんですが、効果評価というのをどう考えるべきかということが議論になっております。今までは何となくよくなる（なっているだろう）というところで抑えてきたところが青少年問題・支援にはあったんですが、ある程度実効性が上がっているという手応えを何らかのかたちで示せないかということです。この問題についても、例えばこういう事件や問題が減少するというような、一定の手応えは要求されるんじゃないか。もちろん直接何かをしたらそれが減ったとかっていう因果関係では言えないんですけど、評価をしながら実効性がある啓発ということを常に検討し、見直していくということはやるべきではないかと思えます。

また、ここは私の自分の領域なのでお話しておきたいんですけど、学校に全てやらせるということはもう無理だと思います。学校も実にたくさんの課題を抱えていてやっているんですね。もうご存じだと思うんですけど、例えば文部科学省は「情報教育」のてこ入れに今走っていて、例えば大学でもこの春から新たに単位付きの科目を立てなさいという指導を

受けています。今のコロナ状況下では情報教育を待つことなくやらなきゃいけないとなってきましたので、これは今までのように全部学校でということもできない話なので、文科省としてはまず学校でこれだけ最低やりなさいというお話になっているかと思います。

ですから学校でやる部分はどこか。学校がやるのか、学校でやるのか。つまり学校という場所でやることはいっぱいあっていいと思うんですが、学校があるいは教師がやるという論理じゃなくて、今マイクロトレンドの方もおっしゃっていましたが、例えば外の企業さんの講演を学校でやるというようですね。学校という場を使ってやるような作業のほうへ転換していただく必要があるんじゃないかと思います。

さっき出ていましたがハイリスクな生徒のいる高校では、防犯教室の中心的なテーマが今日のお話のようなことなんです。例えば Facebook とかに写真を上げたら位置情報がくっついちゃうよと。こういう話をしてくださるようなケースが多くなっていて、警察の青少年担当の方もデジタル社会対応の話が多くなっています。生徒たちは4月にこれを聞くとずいぶん影響されて、スマートフォンの利用とかに変化があるというふうに先生方がおっしゃっています。こういったようなサジェスションは非常に重要なので、学校に来ていただいてそういう関係の方に講演していただくといいんじゃないか。そういう意味では学校から見ると、行政のどこにとか企業のどこにどうお願いすると一番いいプログラムがあるのか見えませんから、行政の側でも横割りの部分を進めていただいて、学校でやれるプログラムみたいなものをきちっとお示しいただくとか、見えやすくしていただくという「バンキング化」というんでしょうかね。そういった作業はいろんな部署と連携してやっていただくといいのかなと思います。

ちなみに今は教育委員会もそのことにはすごく熱心でして、いろんな授業科目を作ったり、それからプログラムを用意して先生方の研修でもやり始めているわけです。ですから、教育委員会と重ねていただきながらやっていく作業もたくさんあると思うので、ぜひいい意味の横割り型の行政主導の啓発活動を展開していただくということがあっていいのではないかと、いうふうに思いました。

最後になりますけど、「ターゲティング広告」の話、これも非常に大事でして、子どもたちがよく使うアプリケーションの中にいろんな問題が解決できるようにしていくというやり方は非常に有効性が高いと思います。いじめなんかもやり始めましたが、アクセス数が非常に増加する。さっきちょっと出たんですが悩みの相談窓口も今『若ナビα』とか幾つかポー

タルサイトで先端的にやり始めていますので、こういったかたちでアクセスがしやすくしてあげて、子どもたちの生活の世界にうまく入るようにしてほしい。

それからお話が出ていましたけど、ツールが個人化していますので、アプリのインストールをある程度誘導していただくということは結構有効な方法だと私は思います。学校でも例えばいじめの問題なんかで、そういったアプリをインストールすることで相談する子も増えると聞きますので、こういったかたちでのデジタル型の誘導はしていただけないかなというふうに思います。

今のお話とちょっとだけ重なりますが、情報教育といわれてるもの全体は拡大する方向なんです。学校でもどこでも。大学もそうなんです。ですから今のことと情報教育との重ね合わせ、つまり現実的な問題対処としての、「情報モラル」とか「情報リテラシー」とかの教育をうまく有機的につなげるという作業ができれば、今分離していいと思いますので、そこができればやはり非常に子どもにとっては分かりやすいし、使いやすいというところがあるのではないかなというふうに思います。また先ほど出ていましたがハイリスクな子どもの集まりやすい高校では、今現実にかなり NPO さんのほうからそういう指導をしていただいています。

正直言いまして、例えばだんだんスクールソーシャルワーカーを導入してますが、そういう導入が進んでいるような学校ではいろんな課題が噴き出していますので、幾つかの学校を先端校として啓発活動やっていただくというようなことは、「学校を使う」という意味で、学校でやれというんじゃなくて学校を使ってやるという意味では、非常に有効性があるかなというふうに思います。

最後になりますが、国の検討も今始まっています、先だって来、この問題についてはコロナ問題が起きる前は声が小さかったんですが、皆さんこういうネット世界を直接体験された、委員の世代も体験されたようで、ものすごくリスク感覚が変わっちゃったんですよ、この3カ月ぐらいで。ですから大人の意識の変化の中で、情報教育がかなり展開しやすい環境の中にいるということが思われます。そういう点で国もやろうとしておりますし、規制だけじゃなくて、今お話しした啓発活動の具体性のところを追及している点では、こちらのモデルと非常に近いところがあると思いますので、そういう動きも見ていただくといいかなというふうに思います。ちょっと長くなりました。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは吉田委員お願いいたします。

○吉田委員 吉田でございます。どうもありがとうございます。私は、表現規制に関わる部分、

あるいは予備的な行為に関わる部分というのは二重の意味で慎重な検討が必要だというふうに思っております。また、条例だけではなく、国による法律においても、今そういう場になっているといわれている海外勢に対して実際にエンフォースできるのかという課題はありますので、やはり法律的アプローチというのは相当な工夫がいるのではないかなと考えております。

時間がかかるというところもあるかと思えます。民間の自主規制というところで、非常に期待が集まるところでございますけれども、少し前回もご説明しましたけれども、国内企業においてはかなり迅速な削除ができるような体制が整って、実際にそういう数値も出ている反面、海外勢の一部に関してはより積極的な取組というのが求められているところかなと思っております。そういった中で、都あるいは国から環境整備のために事業者への働き掛けをぜひ工夫していただきたいなと思っております。社会的な期待がそういう海外企業に集まっているんだということを顕在化させる意味で、定点観測ですとか、何か取組状況が顕在化できるように枠組みなんかも必要になってくるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは山本先生お願いいたします。

○山本委員 山本でございます。いろいろご説明いただきましてありがとうございます。私のほうから3点ございまして、1つは先ほどもすでに上がっていたかと思うんですが、この啓発活動の効果ですね。効果をどういうふうに図っていくのかという基準作りというのは、しっかりやるべきかなど。やりっ放しでは駄目で、きちっと啓発活動について評価していくと。それに応じてそれを変えていったりしていくというようなフィードバックも必要なんじゃないかなというふうに感じました。

2点目ですけれどもターゲティング広告型の告知と申しますか。そういうものですがけれども、私も基本的には方向性としてはあり得るのではないかと思っているわけですがけれども、プライバシーの観点から基本的に個人情報というよりも、要するに特定個人を識別できないかたちでデータを集めて、いろいろやり方があると思うんですけど、いわゆる高リスクというんですかね。問題のありそうなユーザーというのを分類して、そこに特定の文章を送るといふかたちになると思うんですけども、プロファイリングの結果の取扱いというのは十分慎重であるべきかなと思えます。

たまたまそういったある文章を入れてしまったというようなこともあろうかと思えますし、

必ずしもそこで分類された人が本当に問題のある子とは限らないということもあるわけで、そのプロフィール結果が何かしらのかたちで第三者へ提携されたり、あるいは警察の側と連携されることによって、ある種のスティグマのようなことも起きてしまうということなので、これは実施すべきかどうかというとならざるを得ないというふうには思いますけれども、そのプロファイリング結果の取扱いにはきちんと配慮しますよ、こういうことについては都としてもしっかりうたっておく必要があるのかなと感じたというのが2点目です。

3点目は吉田委員からもあった、海外勢のプラットフォームですけれども、それに対する実効性というものをしっかりと検討した上で提言をしていくという姿勢も必要かなと感じた次第です。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。それでは茂呂先生お願いいたします。

○茂呂委員 恐れ入ります。第2回は失礼いたしました。申し訳ありません。私的なことで。私はスマートフォンにつきまして、操作をしていけば危険性が注意事項として出されるということは、大変いいことだと思いました。とにかく合理的で普通の啓蒙（けいもう）開発よりは効果があるのではないかと思います。

それからもう一点、前回都民安全推進本部より取組についてご説明があったと伺っております。できましたら、都の教育庁ではどのような取組をなされているのか、お伺いさせていただければ幸いです。以上でございます。

○坂元委員 今、教育庁の話が出ましたですけれども、事務局いかがでしょうか。簡単でいいのでご説明いただけませんかでしょうか。

○渡辺都民安全推進課長 本当に簡単どころということでご紹介させていただきます。教育庁のほうでは、児童生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐという、こういう目的で『SNS 東京ルール』という名前を付けたルールを作成して、児童生徒に教えているというふうに承知しております。

具体的な内容としましては、5点原則があるようでして、まず1、スマホやゲームの1日の合計利用時間、使わない時間帯、場所を決めよう。2、必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。3、送信前には誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。4、個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。5、写真、動画を許可なく撮影、掲載したり拡散させない。こうした総合的なものでございまして、副教材として『SNS 東京ノート』というのを作成しているということでご

ざいます。

なお教育庁の取組の範囲としましては、あくまで公立の学校ということで、私立を含めた横断的取組となると当本部の範囲なのかなと考えております。雑ぱくではございますが、以上でございます。

○茂呂委員 ありがとうございます。

○坂元委員 それでは木村先生お願いいたします。

○木村委員 ありがとうございます。取りまとめを拝見して、2つほど考えたことを報告させていただきます。1つ目は予備的な段階でいかに対策を練るかってことなんですけれども、先ほど吉田委員から自主規制が重要だというふうにご発言があって、それはそのとおりだと思います。

ただ、自主規制だけでいいのかというのも問題だとは思っております。先ほど古賀委員のほうから、青少年保護が大前提だというお話があったんですけれども、この被害の重大性っていうのは本当に大きいんだと思います。進んでしまうと、命が危ないような状況も起こり得るわけで、そういう事態を放置するというのは、このままでは済まないのではないかなというふうに思っております。

何らかの規制が必要だというふうに思うんですけれども、先ほどの事務局からのまとめにもありましたけれども、条例は制約があると思います。ネット上の行為というのは都道府県またがって、先ほどのお話だと国もまたがって起こるものだと思うんですけれども、都とか県でもそうですが、条例というのはあくまでもその都とか県の青少年を保護するということを目的にしていますので、被害者加害者がどこにいるかが分からないと、捜査しなければ分からないというようなものについて、十分な保護ができるかっていうと条例では限界があるというふうに思います。

そうしますと重大性ということから見ても、あるいは広がりとして全国的なものだということから見ても、先ほどのご提案にあったように国にもう少し法的規制を考えてもらえないかというのを、求めてもよいのではないかと思います。先ほど古賀委員からすでに国のほうでも検討を進めているとお話がありましたので、それをぜひ推進してほしいというふうに協議会としても申し入れてよいのではないかと思います。それが1点目です。

もう一つなんですけれども、早い段階での対応に関連するんですが、先ほどお話があったターゲティング広告でしょうか。これはかなり有効なんじゃないかなというふうに思います。

例えば私単純に仕組みがよく分かっていないんですけれども、パパ活だとか JK だとか、そういうのをいっぱい書き込んでいたり、検索かけていたりすると警告文が送られてくるみたいな、そういうことなのかなというふうに。もし違っていたら訂正していただきたいんですけれども、そういうことなのかなというふうに思います。私もパパ活とか言葉知らないので、パパ活で検索をかけたしたりするので、私とかが引っかかるかもしれないので、山本委員おっしゃったように情報の扱いが重要だということもおっしゃるとおりだと思うんですけれど、多分毎日やっているような人だとか、私毎日調べているわけじゃないので、分かればそれ以上調べないわけで、ある程度行動特性というか頻繁にそういうことを書き込んでいるとか、JK と毎日書き込んでいるとかそういうようなことがあれば、ある程度ターゲットにして警告文を送るみたいなことは、非常に重要なのかなと思います。情報の扱いの慎重さというのは、先ほど山本委員おっしゃったとおりだと思います。以上2点私からです。ありがとうございました。

○坂元委員 ありがとうございました。それでは大屋先生お願いいたします。

○大屋委員 慶應義塾大学の大屋でございます。よろしくをお願いいたします。まず最初は事務局からの原案について、大変議論をよくまとめていただいてありがとうございました。ターゲティング広告という提案については、私は非常に興味深く面白い提案だというふうに感じました。

というのは2つあって、1つは行動を規制するようなことを考えると、表現の自由との相克問題というのは結構深刻になりますということと、問題になっていますが条例である以上都の管轄という関係が問題になってくるはずであるという話があったわけですが、ターゲティング広告っていうのは先ほど木村先生がおっしゃったように、何らかの検索なんかを引っ掛けて、広告欄に例えばパパ活が一定の犯罪を起こす可能性がありますよとか、そういうことをやっちゃいけませんよ、みたいなことをメッセージで送るわけなんですけれども、これは誤配があってもいいと思うんですね。つまり木村先生がパパ活で検索して、そういうことやっちゃいけませんよっていうメッセージが広告欄に出て、ですよって言って終わりだと思うんですね。あるいは都外の人が検索したときに、東京都からのメッセージだけどうですよと送られても、内容自体客観的に正しいわけですから、それが送られても差し支えはないだろうと。誤配が起きても構わないという意味では、あと積極的に行動を規制していないという意味では、先ほどのバリア2つ乗り越えているので、非常に工夫されたご提案だというふ

うに感じました。

ただ誤配はいいんですけれども、誤収集があるとやっぱりまずいですね。例えばそういうことをやらないほうがいいんだっていう話が出るかもしれないんですけど、友達の携帯を借りて検索をしましたと。パパ活でも JK でもなんでもいいです。それが今のターゲティング広告の網に引っ掛かりましたっていうときに、携帯の持ち主が何かを考えたわけではないわけですよね。検索を打ち込んだ人が問題であると。そういったときに打ち込んだ人が画面見ている間に、そういうことやっちゃいけませんよってメッセージ送るのは正しいところに働き掛けているからいいんですが、この携帯の持ち主がまずいですよねって働き掛けにつなげてはまずい。間違ったところの情報を収集してしまうことになるわけです。そういう意味で山本先生からご指摘があったように、届けるのはいいんだけど、ある意味届けっ放しだと割り切ることが、先ほど言ったコンフリクトを避けるためには非常に重要なんだというふうに考えました。

もう一つ、先ほどの管轄の問題なんかを考えると、国レベルでの対策を提言すべきだということについてもそのとおりだと思います。この国レベルの対策の中身なんですけど、2つの意味でアカウントビリティーがきちんと機能するようなことを、内容としては考えるといいのではないかと考えています。というのはまず一つは行為者にとってのアカウントビリティーであって、要するにインターネットで捕まりにくいからやり放題だと思うから、いろんなところに誘惑されてしまうわけで、よからぬことをやったらきちんと捕まって責任が追及されるんだというふうに制度がなっていれば、一定の抑制はかかるだろうというふうに想定できるわけです。

さらに言えばこのように、悪いことやったら捕まるから君たちやめなさいねって働き掛けをするのは、それ自体としては行動制約ではないわけですよね。その意味でより非侵襲的な規制であると考えることができるので、まずそういうかたちでアカウントビリティーの確立というのを考えるべきなんだと。

これは何のことを念頭に置いているかということ、ちょっと固有名出しますが、Twitterさんのアカウントって作り放題なんですよね。ヘイトスピーチみたいな問題のある発言をしてアカウントが停止されると、即座にクローンアカウントみたいなのを作って復活してくるというような問題がかなり見られるんです。こういうかたちである種逃げ放題みたいな状況があるから、問題行動が誘発されているという側面もあるんで、身元確認であるとか年齢確

認のようなアカウントビリティー確立ということ、個人レベルでの対策としては考えるべきなのではないか。

もう一つ、前回もお話したことではあるんですが、**Twitter**さんなりが何らかの対応を取っておられますけれども、それが間違えるケースと当事者にとって不満があるケースというのが結構見られます。そこでのアカウントビリティーについて、これは個社の名前を出すと申し訳ないんだけど、**Twitter**さんにはかなりの悪評があるし、**Twitter**さんだけではない。これは青少年問題とは関係ないので申し訳ないんですけど、山本先生とか私の同僚の経済学部の先生がいて、**Facebook**のアカウントが停止されたんですね。ある企業の経営者だった方に名前が酷似しているので、なりすましじゃないかと疑われたという理由だそうでした、それに対しておかしいと。俺は本名がそうなんだと行って彼は異議申し立てを、内容証明郵便で**Facebook**の国内法人に送ったそうなんですが「そんなことは本社に言ってくれ」という返事だけしか返ってこなかったと。

これと同じようにうちは扱えないので本社のほうへ言ってくれみたいな逃げ口上は、**Twitter**さんからも送られた例を聞いています。国内事業者ではそういう逃げ方できないんだと思うんですけども、海外事業者だけじゃないんですけど、そういうアカウントビリティーを、国内国外の境界線を利用することによって逃れようとしている事業者さんがいるっていうのも否めない事実で、繰り返して言うと国外事業者でもちゃんとやっておられる方はおられるので、国内で苦情に対応している方はおられるので、海外か国内かっていうよりはアカウントビリティーをちゃんとしろ。海外企業であっても日本国内で活動している以上は日本国内での異議申し立てとか苦情に対応できる体制をとってくださいという話を普及するのがいいのではないかというふうに思っています。

長くなりましたが、このようなかたちで私としてはコメントさせていただきました。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。上沼先生お願いいたします。

○上沼委員 ご提案ありがとうございます。若干散文的になってしまうかもしれませんがコメントさせていただきますと、まず普及啓発の強化という点については、割と取り掛かりが容易なのでやっていただきたいっていうか、やっていただけることなのかなと思うんですが、普及啓発の場合幾つか問題点がある点もあるので、問題はあるということを前提になるのかなというふうに思います。

一つ目はインターネット利用の若年化がすでに進んでいますので、若年化に関しては普及啓発の限界の前提は、まず共通認識としていただければなと思います。

もう一つは今回質・量の強化となっていますので、質的な面ですね。実際に先ほどトレンドマイクロさんもちらっとおっしゃっていましたが、リテラシーって何ぞやっていう話だと思うんですが、確かに **How to** が多過ぎるんです。普及啓発の教材に。特に保護者向けの普及啓発なんて、フィルタリングのかけ方とかを細かく技術的に指導するみたいな内容のものを行ってしまして、実際に必要なのかもしれませんが、それってリテラシーじゃなくてですね。情報が過多の現代でそんなこといちいちやられていけないぞっていうのが正直なところでもあるんですね。

なのでそういう意味では効果的な教育をしていただきたくて、リアルな実感は必要なんですけど、その意味でいうとできれば小さく失敗する方法をうまく教えていただきたいと思います。小さく失敗していくのが一番傷が小さく済んで身にも付くんで、できれば学校内の SNS とかで痛い思いをするってことがあれば、一番いいのかなと思うんで、そういう方法をしていただければなというふうに思います。

大人の知識能力の向上に関して言うと、昨日たまたま総務省さんの青少年のタスクフォースがあって、安心ネットづくり促進協議会の発表があったんですけども、それによると、普及啓発の調査結果で保護者が子どものリスクを考えるきっかけっていうのに、実は普及啓発はあんまり役に立ってないっていう悲しい調査結果が出ていて、考えるきっかけというのがマスメディアか、実体験だというのが出ているんです。なのでそういう前提を踏まえて何をするのがいいのかなっていうのは考える必要があるのかなというふうに思います。

次にターゲティング広告は、非常に私は効果的かなというふうに思います。山本先生のおっしゃったような懸念はあると思いますけれども、Cookie とかでやるだけだったら何も構わないんじゃないかなと私は思っているところで、大丈夫かなと思っているのと、あとこの間も申し上げたとおり、第二東京弁護士会の子どもの権利委員会で SNS 相談をやっていて、そろそろ終わりなのでアンケートを取ったところ、SNS 相談をするきっかけが圧倒的に SNS を通してっていう結果が出ているんですね。子どもらが。ということであると、ターゲティング広告もそうなんですけど、それと同時に SNS をうまく利用したリーチというのが子どもには役に立つということなので、それをうまく利用していただければなというふうに思います。

あと、国への働き掛けについては、ぜひやっていただきたいかなと思います。というのは、やっぱり国は遅いですよね。インターネット環境整備法なんて 2008 年にできたのに、実質的な改正 1 回しかなくてですね。

スマートフォンが出始めたときに、散々このままだと大変なことになりますよっていうようなお話とかさせていただいているけど、そんなに子どもは使っていないとか言っているうちに、フィルタリングの利用率だだ下がりみたいになって、ようやく持ち直してきましたってこのぐらいで言っているけど、8 年かかっているんですね。平成 25 年に携帯電話とスマートフォン逆転したっていうんで。8 年間放置とか駄目でしょう、みたいなどころがあるので、地方自治体のほうがそういう意味では問題の認識っていうのは肌感覚として速く認識されると思うので、ぜひぜひ言っていただければなというふうに思います。

その対策の中身についてなんですけど、SNS 事業者への働き掛けっていうお話はありましたがそれはそうですし、あと SNS 事業者側の年齢確認についてももう少し突っ込んだ議論をしてもいいのかなと思います。特に Twitter さんこの間もおっしゃってましたけど、13 歳未満は利用禁止なんです。そもそもね。そういう前提でサービスを作っているんで、だったら 13 歳未満を使わないための仕組みが要ると思っていて、それには自己申告ではちょっと足りないかなっていうところはあると思います。ちらっと聞いた範囲だと、携帯電話事業者さんがお持ちの年齢情報を使う話などもあるらしいんですが、費用の面とかでなかなかそう簡単ではないという話を聞いてますので、実際にそういう方策があるのであれば、そこをうまく使うための仕組みというのはいるのかなと思っています。

最後の推奨端末についてはぜひとも進めていただきたいし、もっとアピールしていただきたいな。推奨端末、推奨アプリについてはもっと進めていただきたいし、アピールしていただきたいと思います。というのは結局 SNS 系のトラブルは発信側ですね。青少年が自分の連絡先を発信しない限り、大人がここにいるから来てって言って、子どもがのこのこ出掛けていくことはあまりないんです。交通費もかかるので。子どもがいると、そういうところに行きたい大人はお金をかけて行くんですよ。なのでそれを考えると、子どもの発信についても少し効果的に規制するというのが、非常に効果的だと思っています。そういう意味で推奨端末、推奨アプリで発信側のところを制限できる仕組みがあるということをもっとアピールしていただければなというふうに思っています。

そういう意味で先ほどトレンドマイクロさんは、要するに大屋先生の質問に、普及啓発が

役に立つまでの過渡的なところでどうやって守るかとおっしゃっていて、セキュアな環境づくりっておっしゃっていましたが、それは理想的にはそうだと思いますが、セキュアな環境づくりの対策として日本で行っていた自主規制の枠組みとしての今が失敗している。私が言うのもおかしいんですけど、今が失敗しているという前提を考えれば、セキュアな環境づくりってそう簡単にはできないというか、セキュアな環境に対するユーザーの支持がないと回らないですよ。そういう意味でいうと、環境のほうで回すよりは守りたい人に守るための仕組みのほうで、効果的かなと思いますので、こちらのほうをまずは進めていただけるといいかなと思います。以上です。

○坂元委員 ありがとうございます。委員の先生方からたくさんのご指摘をご意見を頂戴したところかと存じます。

まず条例に関することですが、これは都で行っていくというのが、実効性や適切性にやはり疑問点があるということで、この規制というのは国に適した問題であり、そちらに要請をしていくという取組でよいのではないかということが大勢のご意見だというふうに思うわけでございます。特に国の動きが遅いということがありますので、そういったことをプッシュするという意味でも、要請というのは意味を持つというご指摘もあったところかと思っております。

また、アカウントビリティーですとか海外の事業者への働き掛けと、こういったことの論点も指摘されたところがございます。

ターゲット広告につきましても、効果的であることが見込まれる、またメリットがあるということで進めてはどうかということが大勢の意見であったように思います。ただ一方でプライバシーの問題に慎重でなくてはならないということとか、誤収集とか誤配といったものについての論点もあったところがございます。

それからもう一点、私から付け加えたいものですが、ターゲット広告といいますが、そこでは十分なコンテンツが提示されるわけではなくて、あくまで注意喚起の役割だろうと思います。注意喚起が効果を持つというのは元々下地が必要であって、その問題について十分理解しているからこそ、注意喚起が効果を持つわけでございます。ターゲット広告ばかりではなくて従来の普及啓発に変わらずあるいは一層取り組むということが必要とされ、両面で効果を持つてくるものではないかと思うところがございます。

それからほかにも推奨端末につきまして、もっとアピールをして、特に発信の制限という

ことも考え得るというご指摘もありましたし、さらにもっと一般的な啓発の問題につきまして、効果評価ということが大事であるとか、それから小さく失敗していくような啓発が必要であるとか、それ以外にたくさんのご指摘があったところかと思えます。それぞれ貴重なご助言ご意見かと思えますので、ぜひ答申にはこれがうまく盛り込まれるように取りまとめていければというふうに思うところでございます。

ほかに先生方いかがでしょうか。何かご発言さらにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。事務局よろしいですか。ということでしたら先生方のご指摘を踏まえて、答申案の作成に進みたいと存じておりますけれども、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議事次第の3の意見交換は、これまでとさせていただければというふうに存じます。

それでは次第4の事務連絡でございませけれども、事務局からお願いいたします。

○渡辺都民安全推進課長 本日はありがとうございました。今後の会議予定でございませますが、次回第4回専門部会については、10月30日金曜日を予定させていただいております。また関連といたしまして第4回専門部会の前に、部会長である坂元委員と青少年問題協議会副会長の古賀委員にこれまでの議論を踏まえまして、答申の素案の起草をお願いさせていただきます。その内容につきまして、第4回で委員の皆さまにお示しし、ご意見をいただきつつ部会として答申案を取りまとめ、その後拡大専門部会におきまして若年支援部会の委員等々、青少年問題協議会の他の委員も含めて青少年問題協議会の答申案として取りまとめ、最終的に総会で知事に対して答申を行うという、こういった予定になっております。以上でございます。

○坂元委員 今ご説明ございましたように次回の第4回でございませますが、そちらでは答申素案が提示されてご審議をお願いしまして、そのあと拡大専門部会、さらに総会を経て答申を行うということが予定されているところでございませ。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回児童健全育成部会を閉会させていただきます。ご出席下さりました委員の皆さま方、講師の皆さま方、誠にありがとうございました。これで失礼させていただきます。

午後7時33分閉会